平成２７年（フ）第２８８６号
大阪市東住吉区田辺６丁目11番９－204号
破産者　株式会社キャッシュ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２０号
大阪市大正区小林西２丁目15番16号
破産者　株式会社松塚組
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７５号
大阪市浪速区稲荷２丁目３番22号
破産者　株式会社メイセイ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３８号
神戸市中央区港島９丁目１番地
破産者　株式会社ブラボーモータース
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２号
島根県益田市多田町１番地３
破産者　有限会社共進ドライ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第３７号
大分県日田市大字友田3237番地
破産者　有限会社Ｂ・Ｊ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第２３号
青森県八戸市大字売市字小待128番地９
破産者　株式会社家工房
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第４５９号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原９番地１
破産者　株式会社ワイエスアイ
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４６０号
埼玉県入間市高倉４丁目９番20号
破産者　佐藤　昌良
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７６７号
東京都狛江市中和泉２丁目25番14号
破産者　橋詰　亜紀
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３０号
静岡県沼津市市場町２番16―801号
破産者　株式会社心身医学研究所
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
静岡県駿東郡長泉町納米里４番地の５
破産者　合資会社幸喜
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
三重県桑名市大字蛎塚新田236番地
破産者　川村　　尚
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目22番20号
破産者　株式会社勇鉄工所
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０６号
兵庫県明石市大久保町松陰1070番地の６
破産者　株式会社レノンデイビジョン
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目69番地安田ビル２Ｆ
破産者　有限会社山下建工
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９３号
兵庫県芦屋市高浜町２番２―1411号
破産者　有限会社楽器83
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７５号
北九州市戸畑区中原西１丁目５番９―405号
破産者　松田　繁樹
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２６２号
（最後の住所）宮崎市大字恒久5104番地１
破産者　被相続人亡渡邊高相続財産
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１６８号
福岡市博多区吉塚１丁目28番６号
破産者　株式会社ヒカリ建設コンサルタント
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９３号
福岡市中央区天神３丁目７番31―402号
破産者　株式会社健康農園
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５１７号
福岡市東区松崎２丁目５番８号
破産者　株式会社シーエス・ジャパン
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９０２号
福岡市南区横手南町９番９－Ａ―103号
破産者　株式会社不二技研
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部